

平成22年度

事業報告書

(第1期)

自 平成22年4月 1日

至 平成23年3月31日

公益財団法人自動車リサイクル促進センター

東京都港区芝大門一丁目1番30号

日本自動車会館11階

目 次

1. 【公1】自動車リサイクルの促進に関する事業	1
2. 【公2】資金管理業務に関する事業	1
3. 【公3】再資源化等業務に関する事業	4
4. 【公4】情報管理業務に関する事業	5
5. 【公5】二輪車リサイクルに関する事業	7

1. 【公1】自動車リサイクルの促進に関する事業

本事業は、資源の有効な利用向上及び環境の保全に資する「使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）」に基づく「自動車リサイクルシステム」を中心とする自動車リサイクル全般の普及・啓発活動、情報提供、更には、より高度な自動車リサイクル及び適正処理を達成するための調査・研究や国内外の関係機関・団体との交流や協力を実施するものである。

平成22年度に実施した主要な事業は以下のとおり。

(1) 自動車のリサイクル及び適正処理の促進に関する普及・啓発 (定款第5条第1項第2号関係)

本財団の事業案内について、公益法人移行に伴う名称変更等を反映させた改訂・増刷を行った。

また、関連団体等へ貸し出すことを目的に、自動車のリサイクル及び適正処理が実施される過程を説明する動画を収録したDVDを制作した。

(2) 自動車のリサイクル及び適正処理の促進に関する情報提供 (定款第5条第1項第3号関係)

本財団のホームページに、自動車のリサイクル及び適正処理の実績等の最新情報を掲載し、関連業界、事業者、自動車所有者・ユーザー等に対して、情報提供を行うとともに理解や意識の向上に努めた。

(3) 自動車のリサイクル及び適正処理の促進に関する内外関係機関等との交流及び協力（定款第5条第1項第4号関係）

関係省庁・機関・団体との交流及び協力により、情報の収集を継続して行った。

また、環境関連団体において「自動車の3R」という講義科目にて自動車のリサイクル及び適正処理の現状等についての講演を行った。

2. 【公2】資金管理業務に関する事業

本事業は、本財団が平成15年6月24日に法第92条に規定される資金管理法人として経済産業大臣・環境大臣から指定を受けたことに伴い、法第93条に規定される業務（資金管理業務）を実施するものである。

平成22年度に実施した資金管理業務に関する事業のうち主要なもの

は以下のとおり。

(1) リサイクル料金等の收受

新車販売される自動車については新車登録・検査時まで、平成17年1月1日の制度本格施行時の既販車のうち継続検査等を受けることなく使用済自動車となるものについては引取業者引取時まで、自動車所有者からリサイクル料金等の收受を行った。

平成22年度は、新車登録・検査時預託461万台分524億円、引取時預託26万台分12億円のリサイクル料金が預託された。

(2) リサイクル料金の管理・運用

自動車所有者から收受したリサイクル料金を運用の基本方針及び年度運用計画に基づいて安全かつ確実な方法により管理・運用した。

平成22年度の新規債券取得額（債券の償還金・利息の再投資金額を含む。）は999億円であり、平成22年度末における保有債券残高は8,216億円となった。

(3) リサイクル料金の自動車製造業者等への払渡し

自動車が使用済みになった場合のリサイクルに要する費用等として、リサイクル義務を負う自動車製造業者等又は指定再資源化機関（本財団再資源化支援部）、及び情報管理センター（本財団情報管理部）に、該当の自動車に係わるリサイクル料金の払渡しを行った。

平成22年度は、シュレッダーダスト379万台分235億円、エアバッグ類194万台分40億円、フロン類310万台分65億円、情報管理料金382万台分7億円であった。

(4) 中古車輸出時のリサイクル料金の返還

自動車の所有者がリサイクル料金の預託済み自動車を輸出した場合、当該所有者の申請に基づき、適正かつ確実に輸出がなされたことを証する書類などの提出を前提にリサイクル料金を返還した。

平成22年度は、91万台分101億円であった。

(5) 特定再資源化預託金等の出えん等

資金管理法（本財団資金管理センター）は、経済産業大臣及び環境大臣の承認を受けて、次のとおり特定再資源化預託金等の出えん等を行った。

- ①資金管理法人（本財団資金管理センター）における情報システムの分析・検討・設計等に要する費用として0.5億円を充当した。
- ②指定再資源化機関（本財団再資源化支援部）に対し、離島対策等支援事業に要する費用として1.5億円の出えんを行った。これにより、指定再資源化機関（本財団再資源化支援部）は、離島対策支援事業については、86市町村に対し、24,971台分の海上輸送等に要する費用の出えんを行った。不法投棄等対策支援事業については、自治体による原因者に対する指導等が進められていることから出えんはなかった。
- ③情報管理センター（本財団情報管理部）に対し、情報管理業務に要する費用として0.6億円の出えんを行った。

（6）資金管理システムの運営・管理

リサイクル料金等の收受・管理・払渡し等を行うための必要なシステム（資金管理システム）全般について、性能状況を確認しながら万全な運営・管理の下で安定したサービスを提供した。

（7）理解普及活動の実施

主に自動車所有者・ユーザーに対して、自動車のリサイクル状況・自動車リサイクル料金の使われ方及び自動車リサイクルと自動車所有者・ユーザーとの関わり方等の理解を一層深めていただくため、エコプロダクツへの出展、ホームページの改訂、チラシ・ポスターの作成、全国の自動車教習所における動画配信等を行った。

（8）情報システムの分析・検討・設計等の実施

平成21年12月開催の第32回資金管理業務諮問委員会で審議・承認された「情報システムのあり方の検討」のとおり、情報システムの大規模な改善は、将来的にもその必要性が予想され、資金管理業務諮問委員会では、指定法人業務を行っている資金管理法人（本財団資金管理センター）、指定再資源化機関（本財団再資源化支援部）及び情報管理センター（本財団情報管理部）の指定3法人におけるその事業費の支出のあり方等を検討しておく必要があるため、現状の情報システムの問題・課題を明らかにするとともに、その改善方策の検討を元にシステム設計を実施し、効果や費用、受益者等の状況を明確にすることが求められることから、資金管理法人（本財団資金管理センター）は、前述の検討に資するための情報システムの分析・検討・設計等を行った。

3. 【公3】再資源化等業務に関する事業

本事業は、本財団が平成15年6月24日に法第105条に規定される指定再資源化機関として経済産業大臣・環境大臣から指定を受けたことに伴い、法第106条に規定される業務（再資源化等業務）を実施するものである。

平成22年度に実施した再資源化等業務に関する事業のうち主要なものは以下のとおり。

(1) 特定自動車製造業者等からの委託による再資源化等業務（1号業務）の実施

特定自動車製造業者等27社（前年度末契約社数25社、新規契約5社、解約3社）との再資源化等契約に基づき、特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を、外部委託を活用して行った。

平成22年度は、フロン類28千台、エアバッグ類26千台及びASR31千台の再資源化等に必要な行為を行い、3.3億円の委託料金収入を収受した。

(2) 義務者不存在車等に係る特定再資源化等物品の再資源化等業務（2号業務）の実施

義務者不存在車等に係る特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を、外部委託を活用して行った。

平成22年度は、フロン類8千台、エアバッグ類6千台及びASR19千台の再資源化等に必要な行為を行い、3.3億円の再資源化料金等収入を収受した。

(3) 離島対策支援事業（3号業務）の実施

使用済自動車等を自動車リサイクル法関連事業者へ引き渡す際の搬出に支障がある離島地域において、市町村が計画する運搬支援事業に対し資金出えんを実施した。

平成22年度は、前年度からの繰越金1.7億円及び特定再資源化預託金等1.5億円の出えん収入を受け、申請のあった86市町村に対し、24,971台分、1.1億円の出えんを行った。

なお、本事業の繰越金1.1億円は、再資源化等業務規程第18条第5項に基づき、次年度以降に行う法第106条第3号から第5号までに掲げる業務を実施する費用に充てる。

(4) 不法投棄等対策支援事業（4号業務）の実施

解体自動車等が不適正に処分された場合において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき支障の除去等の措置を講ずる地方公共団体に対し、資金出えんその他の協力を行うが、平成22年度は、出えんを要請する地方公共団体がなかったため、実績はなかった。

4. 【公4】情報管理業務に関する事業

本事業は、本財団が平成15年6月24日に法第114条に規定される情報管理センターとして経済産業大臣・環境大臣から指定を受けたことに伴い、法第115条に規定される業務（情報管理業務）を実施するものである。

平成22年度に実施した情報管理業務に関する事業のうち主要なものは以下のとおり。

(1) 移動報告事業及び電子マニフェストシステムの維持・管理等

関連事業者等が報告した使用済自動車等の移動報告等の電子マニフェスト情報を保守・管理する事業（ファイルの閲覧への対応や自治体への遅延報告を含む）を行い、使用済自動車・解体自動車の車台として34,258千件、特定再資源化等物品として16,916千件の移動報告を受けるとともに、自治体へ303千件の遅延報告を行った。

また、情報管理業務を適切かつ円滑に運営するべく、年間15日間のシステムメンテナンス日を設け、電子マニフェストシステムについて万全の保守管理を行った。

さらに、自動車所有者・ユーザーや関連事業者等からの電子マニフェストシステムに関する問い合わせ対応、関連する事務処理について適正に処理できるコンタクトセンターの体制を維持し、コンタクトセンター全体としては55千件の問い合わせに確実に対応することができた。

(2) 書面利用移動報告事業（書面記載事項の電子マニフェストシステムへの入力）

ファクシミリを使用した書面の提出方法により関連事業者等から使用済自動車等の移動報告を受け、当該書面に記載された事項を電子マニフェストシステムに入力する事業を行い、6千件の移動報告を受けた。

(3) 書類等交付事業（関連事業者等への書類等の交付）

関連事業者等から電子マニフェストシステムに報告された内容につき書類等の交付を請求されたときは、当該書類等をファクシミリの使用又は郵送の方法により交付することとなっており、0.9千件の交付を行った。

(4) 移動報告事項送信事業（特定再資源化等物品の引取り情報に係る送信の受託）

自動車製造業者等から委託を受けて、自動車製造業者等が資金管理人に対して再資源化等預託金の払渡しを請求するために必要な特定再資源化等物品の引取りを証する情報を資金管理人へ送信する事業を行い、8,831千件の情報を送信した。

(5) 関連事業者等の電子マニフェストシステム利用実態調査と理解普及活動の実施

自動車リサイクルシステムに関する自治体及び事業者の利用実態や、電子マニフェストシステムの利用促進に向けた意見を現地訪問活動等を通じて収集するとともに、行政連絡会において周知した。

また、フロン類年次報告を例年どおり、速報値を7月、確定値を10月に公表した。

(6) 環境対応車普及促進対策費補助金に係る補助事業者に対する移動報告情報の提供

法に規定される国からの報告徴収の一環として、環境対応車普及促進対策費補助金の交付事業の実施にあたって必要とされる移動報告情報を、当該補助金交付事業の補助事業者である一般社団法人次世代自動車振興センターに対して4,901千件のデータを提供した。

なお、本事業については平成22年度中に終了している。

(7) 電子マニフェストシステムを利用した自動車リサイクルの推進

主務官庁と連携をとりながら公表項目に関する検討を実施し、電子マニフェストシステム報告書を、平成21年度より3ヶ月前倒し、6月末にホームページ上で公表した。

5. 【公5】二輪車リサイクルに関する事業

本事業は、廃棄二輪車の回収・適正処理による廃棄物の減量と資源の有効利用を目指して、平成16年10月から国内二輪車製造業者4社と二輪車輸入事業者12社の自主取り組みとして開始した「二輪車リサイクルシステム」の広報展開やコールセンター運営の事務局としての業務を実施するものである。

平成22年度に実施した二輪車リサイクルに関する事業のうち主要なものは以下のとおり。

(1) 広報展開

①関連イベントへの参加と協力

二輪車関連6イベント及び環境イベントのエコプロダクツ2010に参加・協力し、ブース出展、パネル、資源等の展示、リーフレット配布等、理解活動を行った。

ただし、最大イベントの東京モーターサイクルショーは、東日本大震災の影響により開催見送りで不参加となった。

②自治体への広報

社団法人全国都市清掃会議が開催した全国8会場の広域認定説明会で、参加自治体数：396団体、589名に対して、二輪車リサイクル自主取り組みの自治体への周知活動を行った。

③ホームページの運営

本財団ホームページに開設の二輪車リサイクルシステムの内容について、広域認定に関わる変更、広報資料、トピックスの掲載等メンテナンスを行った。

④取材対応

雑誌、業界紙、新聞等への話題提供と取材に対応し、パブリシティ訴求を図った。

(2) コールセンターの運営管理

外部専門業者と業務委託契約を締結し運営した。年間総着信件数は5,323件となり、78%が個人ユーザーからの入電であった。環境変化に則したQ&Aの改廃やオペレータとの定例会(1回/月)を実施し、適切な対応を図るための指導・管理を行い安定稼働を実現させた。また、エスカレーション案件への適切な対応、入電者・問合せ内容の分析を実施し、業務委託元の国内メーカー4社に月次で報告した。

(3) 年次報告書の作成

二輪車リサイクルシステムの二輪車メーカー等が取りまとめた実績に基づき、参加全社の実績報告書を作成し、6月に本財団ホームページに実績を公表した。

(4) 排出時無料化対応企画関連業務

広域認定説明会の中で、平成23年10月からの排出時無料化を自治体に案内した。その際、登録されたメールアドレスの活用による情報発信体制を整備した。

また、排出時無料化システムに伴う(i)販売店マニュアル(ii)新管理票(iii)自治体向け事前受付システムツールの設計等制作のための検討を実施した。

なお、平成22年度に計画した二輪車リサイクルシステムの認知度調査(アンケート形式)は、東京モーターサイクルショー開催見送りにより、実施できなかった。

以上